

平成21年度  
事業計画

社団法人 全国競輪施行者協議会

## 方 針

我が国の経済は、米国発の金融危機の影響を受け、諸物価の高騰など、国民の消費意識の減退が続いており、景気の低迷が依然続いている。

公営競技においては、年々売上減少が続く中で、特に競輪事業においてはファン層の高齢化が競輪売上の減少に一層拍車をかけている。

車券売上額は平成20年4月から平成21年1月の車券売上額は6,670億円余で対前年同期比94.7%となり、引続き厳しい状況が続いている。

本会では、これまで平成18年3月にまとめられた産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会報告（活性化プラン）の改革に向け、施行者の理解を得ながら、積極的に競輪事業の活性化に取り組んできた。

本年は、顧客拡大による売上向上のための取組み、次世代を担うシステム等の整備を進めるとともに、引続き競輪制度の改革に取り組む、魅力ある競輪場作りのための検討、推進を施行者とともに取り組んでいくこととする。

さらに、平成20年12月1日から、本会は特例民法法人に移行したが、今後の本会の方向に遺漏なきよう、また、新法人に向けて円滑な移行ができるよう、施行者とともに十分検討して推進していきたい。

これらの視点に立ち、特に次の事項を重点に取り組んでいきたい。

### ○ 顧客拡大売上向上対策では

- 1 顧客拡大を図るための施策の検討・推進
- 2 重勝式勝者投票の研究・啓発
- 3 特別競輪等を含めた競輪開催日程の調整
- 4 電話投票等加入者の拡大と効果的なサービスの推進

### ○ 次世代を担うシステムの整備では、

- 5 次世代トータルゼータシステムの構築と円滑な運用
- 6 動画集配信の研究・推進

### ○ 競輪制度の改善では

- 7 選手賞金、選手共済制度の見直しと交渉
- 8 選手交通費支給規程の推進
- 9 選手欠場対策の検討・推進

### ○ 組織運営の改善では、

- 10 公益法人制度改革の研究・検討
- 11 本会運営の見直しの検討・推進

## 企 画 部

産構審小委員会の「競輪・オートレース事業活性化プラン」の報告を受け、平成18年度から検討及び実施した競輪事業の振興・活性化のための競輪諸制度の見直し、施行者収益の増進、経営改善を図る諸施策等について、平成20年5月の産構審小委員会における報告をもって、一応の終了をみた。しかしながら、本年度においても不十分と思われる施策については引き続き実施していく。また、競輪振興法人に対する1・2号交付金還付制度の運用と実績を踏まえ、施行者の収支状況及び競輪活性化への寄与状況の検証および施行者の要望を踏まえた対策の検討を引き続き行う。

競輪諸制度については、選手賞金制度・競技制度・共済制度の見直し、選手の参加旅費の見直し、競輪開催の弾力化に向けた対応の検討等を行い、その検討、見直しをふまえて関係団体と協議、調整を行い、その改善の推進に努める。また、重勝式勝者投票については、現在の実施状況を踏まえ、より効率的な発売方法について検討を行う。

その他、競輪及び各種公営競技に関する調査並びに統計資料の収集及び分析を行い、随時、定期的に施行者に提供し、施行者の競輪運営上の参考に供する。

これら事業の推進にあたっては、競輪制度委員会で対応を協議、検討し、その成果を関係団体との諸会議に反映させる。

### ○ 企画関係

#### 1 競輪振興法人に対する1号・2号交付金

競輪振興法人に対する1・2号の交付金制度に係る見直しは、平成19年度に日本自転車振興会交付金還付制度が創設された。平成18年度の還付については、平成19年度に還付が実施され、19年度分についても、特定活性化事業に対し還付が実施されることになっている。

平成21年度は、平成20年度の還付状況および施行者の収支状況を注視しながら、施行者の要望等を踏まえ、還付制度がより施行者の事業活性化に資するものとなるよう、運用の改善について提案するとともに、同還付制度が平成22年度実施事業までが対象となっていることから、平成23年度以降の交付金制度に係る見直しについて全国競輪主催地議会議長会等4団体と連携をとりながら、対策の検討を行う。

また、公営企業金融公庫納付金についても、地方に移管された後の業務について注視するとともに、同納付金制度が平成22年度をもって延長期が終了することから、同種競技団体と協調し、同納付金制度が再延長とならないよう、関係機関に働きかけを行う。

## 2 施行者団体等との連絡調整

競輪事業運営上の諸問題を解決するため、全国競輪主催地議会議長会、府県施行者会議、全国競輪都市協議会、小規模競輪場施行者連絡協議会と協議を行うとともに、競輪制度における関係団体間での検討状況について、適宜、報告を行う等、緊密な連絡調整を行う。

## 3 競輪事業振興にかかる諸施策の検討

競輪事業振興に資する諸施策の検討のための各種調査分析を行い、開催運営のより円滑かつ効果的な実施のための資料を作成する。また、開催収支報告等に基づく競輪開催についての検証等を行い、施行者がコストの見直し、競輪事業運営の改善等を行うための資料を作成する。

## 4 重勝式勝者投票

重勝式勝者投票について、現状を踏まえ、より効果的かつお客様のニーズにあった運用を検討するとともに、経済産業省及び関係団体と協議し、具体的な手法等を提供していくものとする。

## 5 特別競輪等の改善

特別競輪等運営委員会・同幹事会において、見直された平成21年度以降の特別競輪等について、その結果について検証を行い、同競輪のさらなる売上げの向上、収益の増大について、引き続き関係団体とともに検討を行う。

## 6 賞金制度

選手賞金制度については、車券売上げに応じた選手賞金総額、お客様が望む賞金体系等について、賞金総額の減額、賞金体系や運用の見直し、検討を行い、経済産業省、JKA に対して要請する。

## 7 参加旅費規程の見直し

選手参加旅費については、実費弁償を基本にその運用を行う。また、本来の選手旅費のあり方について、経済産業省及び関係団体と引き続き検討を行う。

## 8 競技制度

JKA が所管する競技・番組制度、選手の出場契約約款、あっせん等諸制度の運用状況を精査し、合理的な制度の見直し、改善に向けた検討を JKA に要請する。また、レインボーカップ等各種レースの実施方法等について、過去の実施結果等の検証を行い、関係団体と検討のうえ、その改善に努める。

## 9 共済制度

選手共済制度のあり方について、検討を行うとともに、関係団体と協議を行い、全国競輪選手共済会に対し、助成金の削減について要請する。

## 10 競輪の国際化

平成9年に「ケイリン」がオリンピック種目として採用されて以来、競輪の国際化が確実に高まっていることから、新たに導入される外国人の短期登録選手制

度にあつては、その検討に参画し、関係団体と協議の上、更なる競輪のスポーツ性及び国際化の普及に努める。

## 11 競輪場ネットワークシステムの運用

全国 47 競輪場を専用インターネット網で結ぶ『競輪場ネットワークシステム』を活用し、本会各部からの各種調査結果を迅速に提供するとともに、各種売上・統計資料等のフィードバックを実施し、施行者間における情報の共有化を推進する。

### ○ 調査関係

#### 1 統計資料

施行者等の競輪運営に供するため、競輪及び各公営競技の売上高、入場者数等の統計資料を作成する。

#### 2 施行者収支決算の取りまとめ

施行者等の競輪運営に供するため、施行者収支データの作成、基金積立状況、場間場外・専用場外賃貸料等の実態調査及びその他経営改善に資する調査等を実施する。

#### 3 各種調査の実施

施行者等の競輪運営に供するため、競輪事業の運営等に供するため、各種調査を行ない、資料の収集を実施する。

#### 4 関係法令の運用

競輪事業の円滑な実施のため、競輪関係諸法令等の改正を踏まえ、必要となる条例・規則等ガイドラインの整備、運用面の検討等を行う。

## 推 進 部

競輪が置かれている状況を踏まえ、競輪を活性化するため、広報関係に止まらず顧客拡大及び売上拡大を図るため、その諸施策について多角的に検討を行う。

特に、特別競輪等においては「特別競輪等における広報宣伝ガイドライン」「お客様参加型特別競輪等魅力アッププロジェクト・ガイドライン」に基づき、広報宣伝及び顧客要望等調査を実施し、新規顧客の獲得を図り、売上増進に努める。

これらの事業の推進にあたっては、顧客拡大委員会で協議・検討を行い、その成果を反映させる。

### 1 特別競輪等における広報宣伝

「特別競輪等における広報宣伝ガイドライン」に基づき、イメージの統一化とそれによる効果的な広報宣伝を行うことにより、売上の増加及び新規顧客の獲得を図る。

また、開催施行者、JKA、本会からなる特別競輪等開催施行者等連絡会議において当該年度の事業計画を策定し実施する。さらに、今後の広報宣伝に繋げるため当該広報宣伝計画についての検証を行う。

また、「お客様参加型特別競輪等魅力アッププロジェクト・ガイドライン」に基づき、顧客等ニーズを的確に把握し、運営に反映させるため、特別競輪毎に各施行者ととも顧客等要望調査を行う。

### 2 スポーツ紙等の競輪紙面拡充

(1) ファン層の拡大、車券購入の促進を図るため、本会が主体となりJKA、開催施行者と共同で、前年度に引き続きGP、GI、GII開催時におけるスポーツ紙の競輪紙面を拡充・カラー化を行う。

(2) 売上の拡充を図るため、本会独自の企画として、前年度に引き続きGIIIの全開催(全レース)の出走表を他地区の主要スポーツ紙に掲載し、読者顧客に対し情報提供するとともに、決勝展望、結果等の記事配信を行い、地方紙への記事掲載を促進する。

### 3 テレビ中継

競輪顧客に対して充実した情報を提供するため、JKA、開催施行者と共同で、特別競輪等のテレビ中継の、一定時間枠を確保する。

### 4 顧客拡大のための施策

競輪が置かれている状況を踏まえ、競輪を活性化するため、顧客拡大及び売上拡大を図るための施策について、顧客拡大委員会等で多角的に検討を行う。特に、本場の活性化・来場促進に向け、新規顧客の獲得を図るための施策についても検

討を行う。

## 5 広報宣伝助成事業

前年度に引き続き、競輪事業の活性化に資する広報宣伝事業に対し、その経費の一部を助成する。

## 業 務 部

競輪開催の健全な業務運営を推進するため、記念競輪開催日程調整に係る諸制度の検証、見直し、開催希望集中期間における開催限度節数の拡大をはじめ日程調整に係る諸制度の見直しを経済産業省および関係団体と調整のうえ実施する。

また、場間場外発売受託手数料率の目標値達成状況の検証、見直しを行う。

労務関係では、臨時従事員の処遇問題、労務管理上の諸制度等を引き続き検討する。

平成20年度から検討を重ねている、次世代トータリゼータシステム構築を推進し、平成21年10月からの稼働に向けて、関係団体及び施行者との調整に努めるとともに、動画集配信の一元化に向けた具体的な検討を行う。また、民間所有専用場外車券売場の健全な運営方法について関係団体等と協議・検討を行う。

サイクルテレホン事務センター関係では、電話投票会員の拡大を進めるとともに、情報提供の充実を図る。

保安関係では、自衛警備力の向上を図る一方、関係機関、団体との連携を強化し、場内秩序の確保、維持に努めることとし、さらには、震災等不測の事態に備え、装備資器材の点検、整備及び自衛警備計画の見直し、事案発生時の対応訓練等を推進する。

事業の推進にあたっては、開催運営委員会、情報システム委員会で対応を協議して実現化を目指す。

### ○ 業務関係

#### 1 記念競輪（GⅢ）の日程調整

開催運営委員会において、より一層公平性・透明性を高めるため、前年度の調整経過等を検証し、必要があれば見直しを行う。また、関係団体に対して、選手の特別競輪等の調整期間の見直し等を働きかける。

#### 2 競輪開催日程の調整

平成21年度以降の特別競輪等の見直しにより、Gクラス開催が増加し、Fクラス開催の売上に与える影響も大きいことから、週内限度節数の拡大及び柔軟な取り扱いについて、関係団体と協議し改善に努める。

また、ルーキーチャンピオンレース・レインボーカップ等、企画レースの実施場及び開催日程についても関係団体と調整を行う。また、同レースの制度の見直しを関係団体に提案する。

#### 3 場間場外車券発売受託手数料の適正化

場間場外車券発売受託手数料の適正化について、努力目標の達成状況を調査・検証して適正化に努める。



## ○ 労務関係

### 1 賃金、一時金等の対応

賃金、一時金等について、情報収集を行い、施行者への提供に努める。

### 2 労務管理研修会の実施

労務担当者の労務問題への対応が的確に行われるよう、労務管理研修会を実施する。

### 3 労務対策の円滑な推進

労務対策の円滑な推進を図るため、施行者をはじめ同種競技団体等と連絡調整を行い、諸問題の解決にあたる。

### 4 労働情報等の収集

各場における労務対策、各種団体交渉用資料作成のため、労働情報の収集及び労務関係資料の整備等を行い、各施行者へ迅速に提供していく。

また、臨時従事員実態調査等を適宜実施して、分析結果をまとめ施行者に提供する。

## ○ 情報施設関係

### 1 次世代トータリゼータシステム構築及び競輪情報システムの円滑な運用

(財)車両情報センターをはじめ関係団体との協力体制により、平成 21 年 10 月から稼働させる予定で進めている次世代トータリゼータシステム構築の開発を推進し、新システムに移行する施行者との連絡調整に努め、稼働後における円滑な運用を図る。

また、現行の車両情報システムや各種の情報処理の円滑な運用を図り、ファンに対する競輪情報提供の充実、情報処理システムの安全確保に努める。

### 2 動画集配信の充実

電話投票・インターネット投票の売上が堅実に伸びている中、ライブ映像の重要度、必要性がますます比重を増しているため、各場独自で実施しているインターネット動画集配信を一元化する方向性について関係団体と研究・検討を行う。

また、競輪場間およびサテライトとの間でのネットワーク映像についても、効率のよいシステムの研究・検討を行う。

### 3 競輪場施設整備と有効活用策の推進

施設改善の推進を図るため、競輪場全面改修等の大規模な施設整備（計画）をはじめ、各種施設整備の情報の把握に努めるとともに、施行者への情報提供に努める。

併せて、競輪場施設の有効的な活用を推進するために、各競輪場の情報収集に努め、施行者に提供する。

#### 4 専用場外車券売場設置のあり方の検討

専用場外車券売場の設置および管理・運営方法等のあり方について、現状における情報収集・分析を行い、民間所有専用場外車券売場管理施行者協議会（民施協）と協議するとともに、全国場外車券売場設置者協議会（全車協）と民施協との連絡調整を図り、管理運営の適正化に努める。

#### 5 民間所有競輪場対策

民間所有競輪場の健全な事業運営を図るため、民間所有競輪場施行者に共通する賃貸借契約や利用率をはじめとする諸課題について情報を収集し、施行者間の情報交換および連携が円滑に行えるよう支援する。

#### 6 民間包括委託の推進

前年度に作成した「競輪の民間包括委託に係る実態調査報告」をもとに、民間包括委託を計画する施行者に対して円滑に実施できるように支援する。

### ○ サイクルテレホン事務センター関係

#### 1 電話投票会員の拡大

会員の拡大を図るため、電話投票を取扱う全銀行（41行）を対象に実施する定期募集（年3回）のほか、メールオーダー方式（郵送での口座開設）及びネットバンクの通年募集を推進する。

また、会員募集をより効果的に行うため、情報誌「ウイニングラン」でのキャンペーン実施、スポーツ紙競輪面やインターネット等の広告媒体を効果的に利用した募集告知広告を展開する。

あわせて長期無投票会員を対象に約定に基づく解約手続きを行い、口座維持管理手数料の削減に努める。

#### 2 電話投票の会員管理とサポート業務

会員の個人情報には、名前、生年月日等の基本情報のほか、入出金、購入金額等各種の情報が含まれることから、平成20年8月に制定した「競輪電話投票加入者に係る個人情報取扱規程」を遵守し、セキュリティの確保など厳格な管理を行う。

また、(財)車両情報センターと連携を密にし、会員からの各種の問い合わせに迅速、的確に対応する。

#### 3 電話投票取扱銀行に関する業務

ナイター対応銀行を拡充することにより、会員の利便性の向上、電話投票の売上増が期待され、同時にシステマ的には、前日発売も可能となることから、ナイター非対応銀行に対し、ナイター対応への要請を行う。また、有担保方式のみを取扱う銀行に対し、無担保方式への移行を働きかける。

#### 4 電話投票会員への情報提供

効果的な情報提供を行うため、全競輪場の開催情報、出場選手データや開催展望のほか、各競輪場のイベント、キャンペーン情報等を掲載した情報誌「ウイニングラン」及び全競輪場の番組、競走結果等の情報提供を無料で行う「無料FAXBOXサービス」を推進する。

### ○ 保安関係

#### 1 自衛警備力の強化

##### (1) 自衛警備体制等の実態調査

自衛警備の充実強化に資するため、自衛警備体制及び警備資機材の整備状況並びに暴力団・ノミ屋等追放対策推進状況等の実態調査を行う。

##### (2) 警備担当者研修会の開催

自衛警備の質的向上を図るため、自衛警備担当者に対する研修を推進する。

##### (3) 自衛警備計画の見直し

自衛警備計画が競輪運営を巡る諸情勢を反映したものとなっているか常に見直しを行い、その運用等についての検討を行う。

##### (4) 事故防止等訓練の実施

観客・ファンの安全・安心を確保するため、震災や各種事故・事案等の発生を想定し、避難・誘導等の訓練を実施する。

#### 2 暴力団・ノミ屋等追放対策の推進

##### (1) 追放対策中央推進会議の開催

関係省庁の出席、指導を得て「追放対策基準」及び年間活動計画等を審議、決定する。

##### (2) 追放対策地区推進会議の開催

所轄経産局及び管区警察局等の出席、指導を得て、地区ごとに競輪場等における追放対策推進計画の調整及び情報交換等を行う。

##### (3) 暴追対策合同情報交換会議の開催

公営競技場間の連携を図り、効果的な暴追対策を推進するため、全国モーターボート競走施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会と合同により、地区毎に開催、情報・資料の交換、共有化を図る。

##### (4) 情報連絡センター活動

情報連絡センターとして、関係機関及び他競技団体等との連携、追放対策関連情報・資料の収集整理、通報、照会等を促進し、効果的追放対策を推進する。

### 3 関係省庁及び関係機関、団体等との連携

警察庁をはじめ、関係省庁及び関係機関、団体等との連携を強化し、保安業務の効率的、効果的推進を図る。

### 4 秩序維持対策の推進

特別競輪等における自衛警備の万全を期すため、所轄警察署等との連携や秩序維持関連情報の収集及び排除措置等に対する支援を行う。

## 総 務 部

平成20年12月1日から、本会は整備法に基づく特例民法法人に移行したことから、今後円滑な新法人への移行手続きを行う必要がある。

このため、移行に当たっての諸課題について、整理・検討し施行者の理解を得て、円滑な移行が出来るよう体制を整えて推進していく。

平成21年度の主な整理すべき課題は次のとおり。

### ○ 公益法人改革の推進

- 1 本会としての方向としては、法律上の要件から一般社団法人化に向けた手続きを進めることとなるため、その法人としての定款案を作成すること。
- 2 新法人への移行後の本会資産を、公益のためどのように支出していくのかを取りまとめた公益目的支出計画の作成について検討すること。